

新	旧	主な改正趣旨
<p>沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金交付要綱</p>	<p>沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金交付要綱</p>	
<p>第1条から第5条 略</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条第1項から第2項 略</p> <p>(1) 海外渡航支援 旅行の開始日から起算して14日前</p> <p>(2) 海外流通事業者招聘支援 招聘の開始日から起算して14日前</p> <p>(3) 海外販売促進支援 広告・イベントの開始日から起算して30日前</p> <p><u>(4) 県産品ブランド構築支援 募集要領等により別に定める。</u></p> <p>(5) 商品改良支援 改良・検査等のための見積書取得から起算して30日以内</p> <p><u>(6) 商品開発支援 募集要領等により別に定める。</u></p> <p>(7) 輸出拡大人材育成支援 受講開始日あるいは受験日から起算して14日前</p> <p><u>(8) ECサイト構築支援 募集要領等により別に定める。</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>第1条から第5条 略</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条第1項から第2項 略</p> <p>(1) 海外渡航支援 旅行の開始日から起算して14日前</p> <p>(2) 海外流通事業者招聘支援 招聘の開始日から起算して14日前</p> <p>(3) 海外販売促進支援 広告・イベントの開始日から起算して30日前</p> <p><u>(4) 戦略的輸出拡大支援 当該会計年度で知事が定める日</u></p> <p>(5) 商品改良支援 改良・検査等のための見積書取得から起算して30日以内</p> <p><u>(6) 輸出拡大人材育成支援 受講開始日あるいは受験日から起算して14日前</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(4)戦略的輸出拡大支援を廃止し新たに3メニューを追加</p>
<p>第7条から第11条まで 略</p>	<p>第7条から第11条まで 略</p>	

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して、次に掲げる補助対象事業の区分に応じて定める日のいずれか早い日までに、規則第12条の規定に基づき別記様式第9号の実績報告書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 海外渡航支援 旅行の完了日から起算して14日以内、又は3月10日のいずれか早い日
- (2) 海外流通事業者招聘支援 招聘の完了日から起算して14日以内、又は3月10日のいずれか早い日
- (3) 海外販売促進支援 広告・イベントの完了日から起算して30日以内、又は2月末日のいずれか早い日
- (4) 県産品ブランド構築支援 補助事業が完了したときから起算して30日以内、又は2月末日のいずれか早い日
- (5) 商品改良支援 改良・検査等の検収及び費用支払いから起算して30日以内、又は3月10日のいずれか早い日
- (6) 商品開発支援 補助事業が完了したときから起算して30日以内、又は2月末日のいずれか早い日
- (7) 輸出拡大人材育成支援 受講終了日又は試験合否の通知日から起算して30日以内、又は3月10日のいずれか早い日
- (8) ECサイト構築支援 補助事業が完了したときから起算して30日以内、又は2月末日のいずれか早い日

2 から 4 略

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して、次に掲げる補助対象事業の区分に応じて定める日のいずれか早い日までに、規則第12条の規定に基づき別記様式第9号の実績報告書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 海外渡航支援 旅行の完了日から起算して14日以内、又は3月10日のいずれか早い日
- (2) 海外流通事業者招聘支援 招聘の完了日から起算して14日以内、又は3月10日のいずれか早い日
- (3) 海外販売促進支援 広告・イベントの完了日から起算して60日以内、又は2月10日のいずれか早い日
- (4) 戦略的輸出拡大支援 広告・イベントの完了日から起算して60日以内、又は2月10日のいずれか早い日
- (5) 商品改良支援 改良・検査等の検収及び費用支払いから起算して30日以内、又は3月10日のいずれか早い日
- (6) 輸出拡大人材育成支援 受講終了日又は試験合否の通知日から起算して30日以内、又は3月10日のいずれか早い日

2 から 4 略

(4)戦略的輸出拡大支援を廃止し新たに3メニューを追加

第13条から第21条 略

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

平成28年3月15日 一部改正
平成28年10月1日 一部改正
平成29年3月31日 一部改正
平成30年3月31日 一部改正
平成30年12月21日 一部改正
平成31年12月21日 一部改正
令和2年3月27日 一部改正
令和4年3月 日 一部改正

第13条から第21条 略

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。この要綱の終期は、令和4年3月31日とする。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

平成28年3月15日 一部改正
平成28年10月1日 一部改正
平成29年3月31日 一部改正
平成30年3月31日 一部改正
平成30年12月21日 一部改正
平成31年12月21日 一部改正
令和2年3月27日 一部改正

別表1（第5条第2項関係）

補助対象事業	補助事業の内容	補助対象事業者	要件
一 海外渡航支援	主に商談を目的として補助対象事業者の社員が行う海外出張。	県内生産者等	補助対象事業者の社員が通常勤務する場所から最寄りの沖縄県内の空港又は港を出発地とすること。なお、県内事業者が別用務のため日本本土へ移動した場合はこの限りではない
二 海外流通事業者招聘支援	主に商談を目的として行う海外流通事業者の沖縄への招聘。	県内生産者等及び支援機関等	被招聘者が属する事業所から最寄りの空港を出発地とすること。なお、全国特産品流通拠点化推進事業補助金で来県した被招聘者が県内離島へ移動する場合は、沖縄県内の最寄りの空港又は港を出発地とすること。
三 海外販売促進支援	県産品等の販売促進のために広告、イベント等。	県内生産者等、海外流通事業者（その他地域※）を除く）及び支援機関等	県産品等の販促又は輸出拡大に資する取組であること。
四 県産品ブランド構築支援	海外に輸出する県産品のブランド構築のために行う包括的取組。	県内輸出事業者	別で定める公募要領等に沿って審査を行う。海外向けに安定したロット数・品質を供給している者が申請者となること。
五 商品改良支援	県内生産者等が、輸出のために行う県産品の改良。	県内生産者等	自社既存商品であること。 また、改良の目的及び内容が明確になっていること。
六 商品開発支援	県内生産者等が、輸出のために行う県産品の開発。	県内生産者等	自社商品であること。 また、開発の目的及び内容が明確になっていること。
七 輸出拡大人材育成支援	補助対象事業者の社員が受講または受検する貿易スキルを向上するための講座やセミナー、検定等。	県内生産者等、県内物流事業者及び支援機関等	公的機関及びそれに類する者が主催する貿易実務に関する講座やセミナー、検定等であること。
八 ECサイト構築支援	県産品を海外で販売するために行うECサイト構築。	県内生産者等	ECサイトを活用した県産品の輸出拡大が見込める取組であること。

※その他地域：第5条第1項第2号に定める地域

別表1（第5条第2項関係）

補助対象事業	補助事業の内容	補助対象事業者	要件
一 海外渡航支援	主に商談を目的として補助対象事業者の社員が行う海外出張。	県内生産者等	補助対象事業者の社員が通常勤務する場所から最寄りの沖縄県内の空港又は港を出発地とすること。なお、県内事業者が別用務のため日本本土へ移動した場合はこの限りではない
二 海外流通事業者招聘支援	主に商談を目的として行う海外流通事業者の沖縄への招聘。	県内生産者等及び支援機関等	被招聘者が属する事業所から最寄りの空港を出発地とすること。なお、全国特産品流通拠点化推進事業補助金で来県した被招聘者が県内離島へ移動する場合は、沖縄県内の最寄りの空港又は港を出発地とすること。
三 海外販売促進支援	県産品等の販売促進のために海外で行う広告、イベント等。	県内生産者等、海外流通事業者（その他地域※）を除く）及び支援機関等	県産品等の販促又は輸出拡大に資する取組であること。
四 戦略的輸出拡大支援	県が行う国際物流拠点形成に資する施策に適合すると認められる海外で行うイベント	県内生産者等及び支援機関等	知事が別に定める基準に沿って審査を行い、県の戦略に合致すると認められた広告、イベントであること。また、イベントを企画する者が申請者となること。
五 商品改良支援	県内生産者等が、輸出のために行う県産品の改良。	県内生産者等	自社既存商品であること。 また、改良の目的及び内容が明確になっていること。
六 輸出拡大人材育成支援	補助対象事業者の社員が受講または受検する貿易スキルを向上するための講座やセミナー、検定等。	県内生産者等、県内物流事業者及び支援機関等	公的機関及びそれに類する者が主催する貿易実務に関する講座やセミナー、検定等であること。

※その他地域：第5条第1項第2号に定める地域

別表2（第5条第2項関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率等	上限
一 海外渡航支援	航空賃 海外での宿泊料 その他知事が必要と認める経費	定額	1回の渡航につき1社から3人以内の渡航かつ7泊8日以内とし、知事が別に定める単価又は実費のいずれか低い方を上限とする その他地域(※)への渡航は、1企業あたり3回までとする。
二 海外流通事業者招聘支援	航空賃 宿泊料 その他知事が必要と認める経費	5分の4以内	1回の招聘につき100万円を上限とし5人以内の招聘かつ3泊4日以内。 その他地域(※)からの招聘は、1企業あたり1回かつ同一被招聘者の招聘は2回までとする。
三 海外販売促進支援	出展費 広告宣伝費等 人件費等 その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	1回の申請につき120万円を上限とする。 1企業あたり3回までとする。(ただし、その他地域(※)は、1回までとする。)
四 県産品ブランド構築支援	商談等に係る渡航費及びバイヤー招聘費 出展費 広告宣伝費等 人件費等 その他知事が必要と認める経費	3分の2以内	1回の申請につき350万円を上限とする。
五 商品改良支援	デザイン、版代、型枠に係る費用 成分分析費用・検査費用 その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	1回の申請につき25万円を上限とする。
六 商品開発支援	試作品開発・改良費 分析試験費 技術指導受入費 市場・消費者調査費 営業促進費 その他知事が必要と認める経費	3分の2以内	1回の申請につき150万円を上限とする。
七 輸出拡大人材育成支援	受講料 受験料 その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	1回の申請につき1人5万円を上限とし、1社あたり年10万円を上限とする。
八 ECサイト構築支援	ECサイトの新規構築費 サイトページの増設費 海外ECモールへの出店費 その他知事が必要と認める経費	3分の2以内	1回の申請につき150万円を上限とする。

※その他地域：第5条第1項第2号に定める地域

別表2（第5条第2項関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率等	上限
一 海外渡航支援	航空賃 海外での宿泊料 その他知事が必要と認める経費	定額	1回の渡航につき1社から3人以内の渡航かつ7泊8日以内とし、知事が別に定める単価又は実費のいずれか低い方を上限とする その他地域(※)への渡航は、1企業あたり3回までとする。
二 海外流通事業者招聘支援	航空賃 宿泊料 その他知事が必要と認める経費	5分の4以内	1回の招聘につき100万円を上限とし5人以内の招聘かつ3泊4日以内。 その他地域(※)からの招聘は、1企業あたり1回かつ同一被招聘者の招聘は2回までとする。
三 海外販売促進支援	出展費 広告宣伝費等 人件費等 その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	1回の申請につき150万円を上限とする。 その他地域(※)は、1企業あたり1回までとする。
四 戦略的輸出拡大支援	出展費 広告宣伝費等 人件費等 その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	自社単独の場合、1回の申請につき300万円を上限とし、自社を含め5社以上の企業との協働出展する場合、1回の申請につき700万円を上限とする。 その他地域(※)は、1企業あたり1回までとする。
五 商品改良支援	デザイン、版代、型枠に係る費用 成分分析費用・検査費用 その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	1回の申請につき25万円を上限とする。
六 輸出拡大人材育成支援	受講料 受験料 その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	1回の申請につき1人5万円を上限とし、1社あたり年10万円を上限とする。

※その他地域：第5条第1項第2号に定める地域



